

2021年6月4日

各 位

会 社 名 信 和 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 博
(コード番号:3447 東証・名証 市場第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 平 澤 光 良
(TEL. 0584-66-4436)

「第7回定時株主総会招集ご通知」の追加情報の補足について

当社「第7回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に、追加すべき情報がございましたので、下記のとおり補足させていただきます。なお、追加箇所には下線を付しております。

記

【追加箇所】

招集ご通知 13 頁

(以下、次葉へ続く)

<追加前>

候補者番号

3

あちわともこ
阿知波知子

(1984年8月25日生) 所有する当社の株式数…………… 株

再任	[略歴、地位及び担当]	
社外	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所	2019年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)
独立	2015年6月 阿知波会計事務所入所	
女性	2015年11月 あちわ社会保険労務士事務所 代表(現任)	
	2017年3月 あちわ行政書士事務所 代表(現任)	

[重要な兼職の状況]

あちわ社会保険労務士事務所 代表
あちわ行政書士事務所 代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に果たしております。また、財務・会計分野及び人事分野における知見をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督及び当社取締役会の機能強化が期待されることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 阿知波知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は阿知波知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 阿知波知子氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は阿知波知子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在のものです。
 3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年9月に同内容での更新を予定しております。

<追加後>

候補者番号 3 あちわともこ 阿知波知子 (1984年8月25日生) 所有する当社の株式数…………… 株

再任	[略歴、地位及び担当]	
社外	2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所	2019年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)
独立	2015年6月 阿知波会計事務所入所	
女性	2015年11月 あちわ社会保険労務士事務所 代表(現任)	
	2017年3月 あちわ行政書士事務所 代表(現任)	

[重要な兼職の状況]

あちわ社会保険労務士事務所 代表
あちわ行政書士事務所 代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿知波知子氏は、略歴のとおり、公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等として財務・会計等に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、業務執行の監督等を適切に果たしております。また、財務・会計分野及び人事分野における知見をもとに、また、ダイバーシティ推進の観点から、当社の経営全般に対する監督及び当社取締役会の機能強化が期待されることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。なお、選任後も引き続き指名報酬委員会の委員を委嘱する予定です。また、当社の定める独立性判断基準(6頁ご参照)を満たしていることから、社外取締役として独立した公正かつ客観的な立場から経営監督機能を担っていただけると考えております。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

1. 阿知波知子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は阿知波知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 阿知波知子氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は阿知波知子氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 阿知波知子氏は、過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に在籍しておりましたが、以下の理由から当社は、同氏の経歴は当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しております
 - ・同氏は、同監査法人を2015年5月に退所後既に6年が経過しており、退所後は同監査法人の運営には一切関与していないこと。
 - ・同氏は、同監査法人に在籍中に当社の会計監査に関与したことはなく、その他の直接的な業務提供の実績もないこと。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式数は、2021年3月31日現在のものです。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年9月に同内容での更新を予定しております。

以上